

# いなべ市建築物耐震改修促進計画

平成29年9月

いなべ市

<u>第1章 はじめに</u>		
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
<u>第2章 計画の基本事項</u>		
1	計画の目的等	3
	(1) 計画の目的	3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2	想定される地震と被害の状況	7
	(1) いなべ市における大規模地震発生の緊迫性	7
	(2) 想定される地震	8
	(3) 想定される建物被害	8
3	耐震化の現状	9
	(1) 住宅の耐震化の状況	9
	(2) 建築物の耐震化の状況	10
<u>第3章 計画の方針</u>		
1	基本的な取組方針	11
2	計画の目標	11
	(1) 住宅の耐震化の目標	11
	(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	13
3	施策の体系	16
<u>第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策</u>		
1	住宅の耐震化	17
	(1) 木造住宅の耐震化の支援	17
	(2) 住宅の耐震化の促進	19
2	建築物の耐震化の促進	19
3	まちの安全	19
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	19
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発	21
4	その他建築物の地震に対する安全対策	21

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、平成15年7月の宮城県北部連動地震、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震等大地震、そして平成23年3月の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万8千人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大きな被害が発生しました。最近では、平成26年11月の長野県北部神城断層地震においても多くの住宅被害が発生しています。

一方、南海トラフを震源域とする巨大地震等の発生の切迫性も指摘されており、その被害も甚大なものと想定されています。

このことから、三重県は、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されており、地震防災対策を推進すべき地域に位置付けられています。

国においても、「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）」では、住宅や建築物の耐震改修が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきとされました。また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。

このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各都道府県において、住宅や建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとされました。

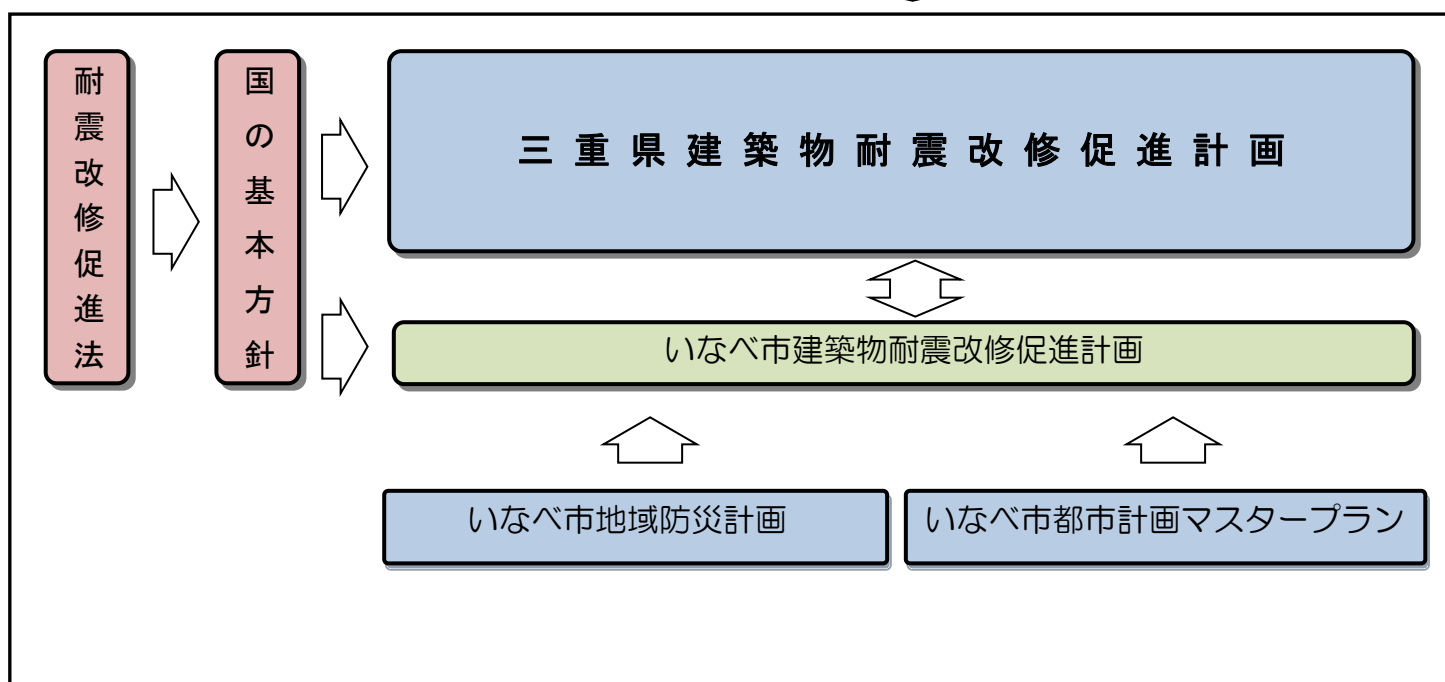
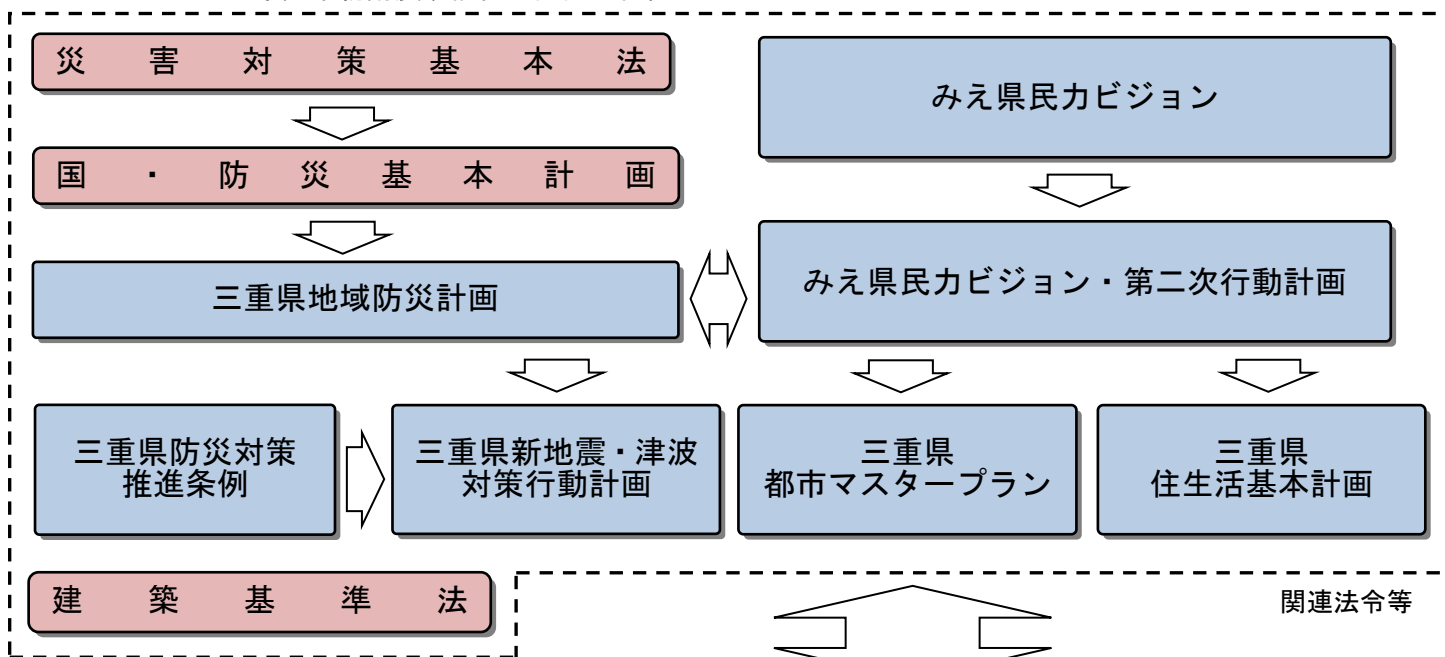
さらに、大規模な地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正され、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務化とその結果の公表や、耐震性の表示制度等が新たに規定されました。

いなべ市では、これらの背景をふまえ、これまで以上に住宅や建築物の耐震化を推進し、市民のみなさんの生命や財産を守るため、平成20年3月に策定した「いなべ市耐震改修促進計画」を改定し、「いなべ市建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」、「いなべ市地域防災計画」及び「いなべ市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、いなべ市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

■いなべ市建築物耐震改修促進計画の位置づけ



## 第2章 計画の基本事項

### 1 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、市内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

#### (2) 対象区域、計画期間、対象建築物

##### ① 対象区域

本計画の対象区域は、いなべ市全域とします。

##### ② 計画期間

本計画の計画期間は、平成33年3月までとします。

##### ③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前<sup>(※1)</sup>に建築された住宅及び、耐震性のない<sup>(※2)</sup>特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

※1 住宅又は建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

※2 耐震性のない建築物とは、旧耐震基準で建築された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

【 参 考 】

.....

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物等

(1)特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）

- ① 多数の者が利用する建築物（法第14条第一号）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第二号）
- ③ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第三号）

(2)要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に示される建築物で以下に示すもの

- ① 都道府県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災上重要な建築物）（法第7条第一号）
- ② その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（法第7条第二号）
- ③ その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、(2)②に挙げる建築物であるものを除く。）（法第7条第三号）

(3)要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に示される建築物で以下に示す建築物で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物（法附則第3条第一号）
- ② 地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物（法附則第3条第二号）
- ③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法附則第3条第三号）

.....

## 【(1)―①多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

## ■ 多数の者が利用する建築物一覧表

法	政令第6条第2項	用途	規模
第14条第一号	第一号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上
	第二号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	第三号	第二号以外の学校	階数3以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演劇場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場、	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物			
第四号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	

【(1)―②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物一覧表

法	政令第7条第2項	危険物の種類	数量	
第14条第2号	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン	
第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第五号	マッチ	300 マッチトン		
第六号	可燃性ガス(第七号、第八号に掲げるものを除く。)	2万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	200トン		

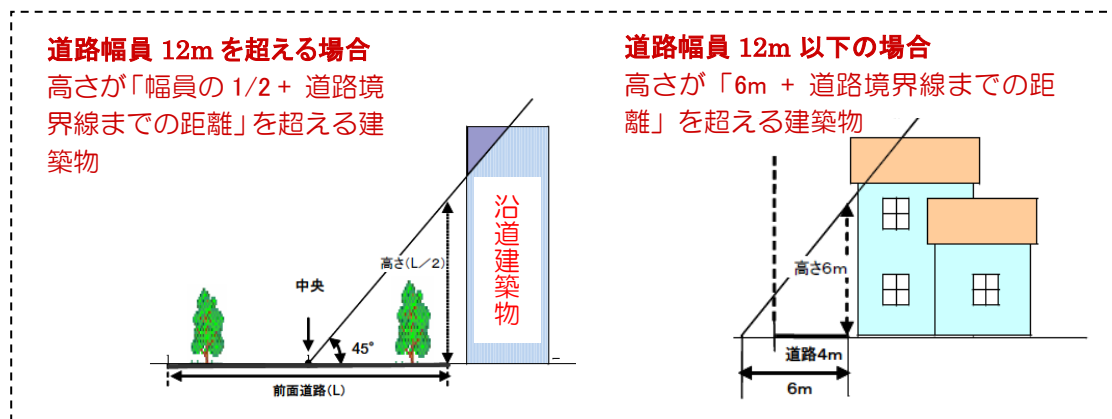


## 【(1)―③通行障害既存耐震不適格建築物】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

## ア 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物（法第5条第3項第二号）



## イ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第二号）

## ウ 対象道路

第4章において記載します。

## 2 想定される地震と被害の状況

## (1) いなべ市における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（平成26年1月1日時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%程度としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

## (2) 想定される地震

三重県では、平成 26 年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、また、県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定し、被害予測等を取りまとめました。

今回は、南海トラフを震源域とする巨大地震について、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうる実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。東日本大震災の発生直後にも各地で内陸地震が頻発しました。南海トラフ周辺においても、過去、1854 年 12 月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約 1,300 人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。また、市内でも強い揺れが想定されており、耐震対策は市全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、本市に深刻な被害をもたらすことが想定される2つの活断層(①養老―桑名―四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯(東部))を選定し、被害予測を行っています。

## (3) 想定される建物被害

建物被害(全壊・焼失)については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定して予測結果を示します。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、市全体で約 20 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 10 棟が全壊すると予測しています。

次に、内陸直下型地震については、養老―桑名―四日市断層帯地震では、市全体で約 4,500 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,400 棟が全壊し、火災により約 50 棟が焼失すると予測しています。

布引山地東縁断層帯地震では、市全体で約 30 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 10 棟が全壊すると予測しています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されております。

■過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
建物被害	約 10	—	—	—	—	約 20

■理論上最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
建物被害	約 500	—	—	約 10	約 10	約 600

■養老－桑名－四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
建物被害	約 4,400	約 10	—	約 10	約 50	約 4,500

■布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
建物被害	約 10	—	—	約 10	—	約 30

### 3 耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、平成 25 年の市内の住宅総数は 14,880 戸でした。この統計調査をもとに、耐震性のある住宅を推計すると 10,944 戸であり、これをもとに算出した「住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は 73.5%となります。

一方、耐震性のない住宅は 3,936 戸（26.5%）と推計され、平成 20 年統計調査時点の 4,071 戸（26.4%）から 5 年間で 135 戸減少しています。

また、平成 26 年度末時点を推計すると、住宅総数 14,954 戸の内、耐震性のある住宅は 11,077 戸（74.1%）、耐震性がない住宅は 3,877 戸（25.9%）となります。

■いなべ市における住宅耐震化の状況

(単位:戸)

いなべ市における住宅戸数		H20 年度末	H25 年度末	H26 年度末
住宅総数		15,440	14,880	14,954
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		11,369 (73.6%)	10,944 (73.5%)	11,077 (74.1%)
昭和 56 年以降建築①		9,840	9,480	9,639
昭和 55 年以前建築の住宅総数		5,600	5,400	5,315
耐震性 あり	木造住宅 <sup>(※1)</sup>	1,316	1,236	1,218
	木造以外の住宅 <sup>(※2)</sup>	213	228	220
	計②	1,529	1,464	1,438
耐震性 なし	木造住宅 <sup>(※1)</sup>	4,004	3,864	3,808
	木造以外の住宅 <sup>(※2)</sup>	67	72	69
	計	4,071 (26.4%)	3,936 (26.5%)	3,877 (25.9%)

この表の値は統計調査結果を基に推計して算出しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(2) 建築物の耐震化の状況

市内の多数の者が利用する建築物は平成 26 年度末時点で 263 棟あり、その内、耐震性のある建築物数は 243 棟となっており、いなべ市における多数の者が利用する建築物の耐震化率は、92.4%となっています。

■いなべ市における多数の者が利用する建築物の状況

(単位:棟)

	いなべ市における多数の者が利用する建築物 計		
		市有建築物	民間建築物
建築物総数	263	73	190
耐震性のある建築物数 (耐震化率)	243 (92.4%)	71 (97.3%)	172 (90.5%)
耐震性のない建築物数	20	2	18

## 第3章 計画の方針

### 1 基本的な取組方針

#### ① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということ十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

#### ② 市の支援

市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供などの支援を行うものとします。

また、市は、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合に、財政的支援を行うものとします。

#### ③ 関係者との連携

市は県、関係団体及び建物所有者と適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

### 2 計画の目標

#### (1) 住宅の耐震化の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）において、国は住宅の耐震化率を平成27年までに90%、平成32年までに95%とする目標を設定していますが、平成25年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は82%でした。

一方、いなべ市における住宅の耐震化率は、平成26年度末推計値で74.1%であり、この耐震化率を、国の掲げる目標である平成32年における耐震化率95%とすることは、近年の耐震補強補助実績が年約2戸である状況からは現実的ではありません。

また、耐震化率の目標は、5年に一度の統計調査をもとに、今後5年後以降を見通し定めるものですが、耐震化率の算定基礎には景気の変動に大きく左右される新築住宅戸数や、除却・建替等による既存住宅の滅失戸数が含まれており、結果的に耐震化率の目標値と統計調査の結果（実績値）とが乖離する等耐震化率の算定は困難なものとなっています。さらに、現在行っている旧耐震基準で建築された木造住宅（以下「旧耐震基準木造住宅」という。）の耐震化を支援するという施策の効果（耐震補強補助戸数）が現れにくいものとなっています。

そこで、市民の生命や財産を守るため、倒壊する可能性がより高い旧耐震基準木造住宅の耐震化の促進に引き続き取り組むことを前提に、景気の変動に左右されず、より施策効果が反映できる指標として、空き家等居住世帯のない住宅を除く「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を新たな指標として耐震化を促進することとします。

さらに、重点的に耐震化をすべき区域を中心に普及啓発に取り組む等、市民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取組を促し、住宅の耐震化率を少しでも国が掲げる95%に近づけられるよう取り組みます。

いなべ市では、平成25年統計調査をもとに、昭和55年以前建築の住宅戸数（空き家等居住世帯のない住宅を除く。）を推計すると、平成25年度末時点で5,400戸となり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は3,936戸で、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は72.9%となります。

また、近年の耐震補強補助実績平均（年2戸）を踏まえて、平成32年度末の数値を推計すると「耐震性のない住宅戸数」が3,472戸、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」が64.3%となります。

なお、この耐震補強補助戸数（2戸/年）の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、平成32年度末時点を推計すると、住宅総数は15,645戸、耐震性のある住宅は12,173戸、耐震化率は77.8%となります。

■いなべ市における住宅耐震化の目標

（単位：戸）

いなべ市における住宅戸数		H20年度末	H25年度末	H26年度末	H32年度末
住宅総数		15,440	14,880	14,954	15,645
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		11,369 (73.6%)	10,944 (73.5%)	11,077 (74.1%)	12,173 (77.8%)
昭和56年以降建築①		9,840	9,480	9,639	10,839
昭和55年以前建築の住宅総数		5,600	5,400	5,315	4,806
耐震性あり	木造住宅 <sup>(※1)</sup>	1,316	1,236	1,218	1,162
	木造以外の住宅 <sup>(※2)</sup>	213	228	220	172
	計②	1,529	1,464	1,438	1,334
耐震性なし	木造住宅 <sup>(※1)</sup>	4,004	3,864	3,808	3,417
	木造以外の住宅 <sup>(※2)</sup>	67	72	69	55
	計	4,071 (26.4%)	3,936 (26.5%)	3,877 (25.9%)	3,472 (22.2%)

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

① 優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

多数の者が利用する建築物については、その用途が多岐にわたります。基本的には、全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

そこで、多数の者が利用する建築物の内、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な、避難施設、医療施設、災害応急対策の拠点施設等から優先的に耐震化を進めることとし、次の表に定める分類により優先順位を設定しました。

分類の方法は、市有建築物及び市により防災上の位置付けがある民間建築物については、市が地域防災上の観点から各建築物を分類した結果を用い、分類をしていない市有建築物及び民間建築物（市により防災上の位置付けがあるものを除く。）については、次の表に示す用途の仕分けにより分類しました。この分類に基づき、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を設定します。

■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物(付属建築物等)	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物(付属建築物等)	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等
			上記以外	共同住宅、寄宿舎・下宿 ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I以外の建築物(付属建築物等)	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

② 市が所有する建築物・民間建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、平成26年度末時点において97%となっております。引き続き、耐震化率100%を目標に耐震化に取り組むとともに、建築物の適切な維持管理に努めていきます。

多数の者が利用する民間建築物の耐震化率は、平成26年度末時点で91%となっており、防災上の優先度の高い建築物から優先して耐震化を促進していきます。



■ 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の状況

(平成27年3月31日時点)

分類			平成27年3月現在				
			建築物総数	耐震性なし 建築物数	耐震性あり 建築物数	耐震化率	
A	I	計	82	6	76	93%	
		市有建築物	59	1	58	98%	
		民間建築物	23	5	18	78%	
	II	計	0	0	0	—	
		市有建築物	0	0	0	—	
		民間建築物	0	0	0	—	
B	I	計	4	0	4	100%	
		市有建築物	4	0	4	100%	
		民間建築物	0	0	0	—	
	II	計	14	1	13	93%	
		市有建築物	10	1	9	90%	
		民間建築物	4	0	4	100%	
C	I	賃貸住宅等	計	63	0	63	100%
		市有建築物	0	0	0	—	
		民間建築物	63	0	63	100%	
	I	上記以外	計	14	0	14	100%
		市有建築物	0	0	0	—	
		民間建築物	14	0	14	100%	
	II	計	86	13	73	85%	
		市有建築物	0	0	0	—	
		民間建築物	86	13	73	85%	
合計			計	263	20	243	92%
			市有建築物	73	2	71	97%
			民間建築物	190	18	172	91%

### 3 施策の体系

- 住宅の耐震化 . . . . . 木造住宅の耐震化の支援
  - ・ 住宅の耐震化の促進
  - ・ 計画的な耐震化の推進
  - ・ 多様な主体の連携
  
- 建築物の耐震化 . . . . . 建築物の耐震化の支援
  - ・ 建築物の耐震化の促進
  - ・ 計画的な耐震化の推進
  - ・ 多様な主体の連携
  
- まちの安全 . . . . . まちづくりにおける建築物の耐震化対策
  - ・ 耐震化の促進のための普及啓発
  
- その他建築物の地震に対する安全対策

## 第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

### 1 住宅の耐震化

#### (1) 木造住宅の耐震化の支援

いなべ市は、以下の補助制度により、旧耐震基準木造住宅の耐震化の取り組みを支援します。

(平成29年3月時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:設計費用の2/3の額(上限額は16万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:次の①と②を加算した額 ①工事費用の11.5%の額(41万1,000円が上限) ②工事費用の2/3の額(60万円が上限)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・市町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)

木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の 1/3 の額(20万円が上限)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと
木造空き家除却補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された空き家を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:工事費用の 23%の額(20万7,000円が上限)	・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅 ・市が空き家と判断した住宅	・耐震改修促進法の規定に基づき指定した沿道 ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋 2m、2階建て 4m以内 ・三重県型密集市街地

■耐震シェルター設置支援事業

(平成 29 年 3 月時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
耐震シェルター設置支援事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅内に、耐震シェルター(当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物)を設置する場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:シェルター本体及び設置費用の 2/3 の額(25万円が上限)	・階数が2以下の木造住宅 ・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅 ・65歳以上の高齢者のみの世帯、または身体障がい者等が居住する世帯の住宅	・三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしていること ・三重県以外の地方公共団体において一定の基準を設けて認定している耐震シェルターであること ・公的な期間における試験により、現在補助対象としている耐震シェルター等と同等以上の性能を有することが認められるもの ・三重県木造住宅耐震補強事業費補助金交付要領による助成金交付を受けていないこと ・当該住宅の1階部分に設置するもので、1世帯1箇所であること

## (2) 住宅の耐震化の促進

市では、住宅の耐震化の促進のため、市民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

### ① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

都市整備課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けています。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせた耐震改修が行われるよう誘導していきます。

### ② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、県や関係団体と連携し実施していきます。

### ③ 広報やインターネット等を活用した情報提供

いなべ市では、広く市民のみなさんに情報を提供するため、市広報のほか、市ホームページにて、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

いなべ市ホームページ (<https://www.city.inabe.mie.jp/>)

## 2 建築物の耐震化の促進

市では、建築物の耐震化の促進のため、県と協働して耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化状況の公表や指導、助言等を行っています。

## 3 まちの安全

### (1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

#### ① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

##### ア 耐震診断指示対象路線の指定

三重県は耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。同様に、いなべ市においても耐震改修促進法第6条第3項第二号に基づき第二次緊急輸送道路として指定します。

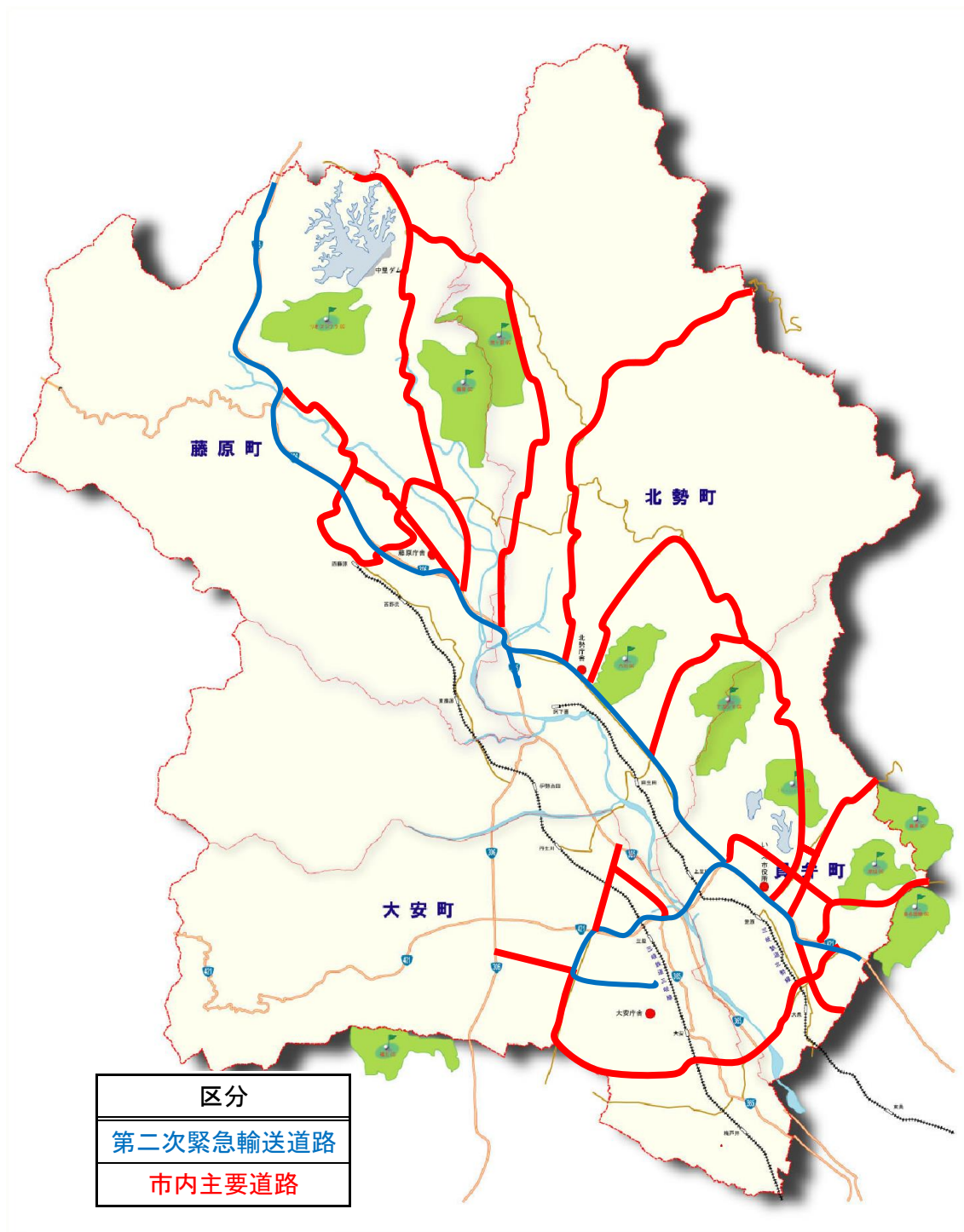
この指定により、耐震改修促進法第14条第1項第三号の規定に基づき、耐震診断指示対象路線沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

##### イ いなべ市における地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

いなべ市防災ハザードマップに示されている主要道路を「いなべ市における地震発生時に通行を確保すべき道路」として、耐震改修促進法第6条第3項第二号の規定

に基づき耐震診断等指示対象路線に設定します（下記図面参照）。

図 いなべ市における地震発生時に通行を確保すべき道路



## ② 既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるためにも、いなべ市において、老朽木造住宅が集積している既成市街地を、優先的に耐震化を促進する地域として位置づけます。

これらの地域は、建物倒壊の危険性が高いとともに、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性も高く、避難路となるような道路の整備が不十分なところがあり、住宅の耐震化だけでは、必ずしもまちの安全性が実現されるとは限りません。

こうしたことから、老朽木造住宅の除却・建替については、まちの安全性の確保にもつながることから、耐震化とともに普及啓発に取り組みます。

## ③ 空き家対策

空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、補強による耐震性の確保もしくは除却の支援等により、まちの安全性を確保します。

## ④ がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域にある建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図ります。

## (2) 耐震化の促進のための普及啓発

いなべ市では、いつ発生してもおかしくない東海地震、今世紀前半の発生が懸念されている南海トラフ地震等の大地震、近年多発する台風や集中豪雨による風水害など、さまざまな自然災害等に市民の方々に備えていただくため、「いなべ市防災ガイドブック」を作成し、公表しています。

『いなべ市防災ガイドブック』は、市民の方々に地震・風水害の知識を持っていただくこと、地震・風水害への備えをしていただくこと、地震・風水害が発生した際に適切な行動をとっていただくことに役立てていただく内容としています。

このガイドブックを基に、適切な地震・津波対策を講じていただくよう啓発に努めます。

## 4 その他建築物の地震に対する安全対策

### ① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第 17 条第 2 項において、「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下、「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全

性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、ブロック塀等の所有者等に対し、市は県に協力し、ブロック塀等の耐震対策の普及啓発を行っていきます。

#### ② 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第 17 条第 1 項において、「建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下、「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

また、同条例第 44 条において、「県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、広告塔等の所有者等に対し、市は県に協力し、広告塔等の耐震対策の普及啓発を行っていきます。

#### ③ 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発と指導を行っていきます。

#### ④ エレベーターの安全確保の実施

建築基準法に基づき、平成 21 年 9 月 28 日以降に新設するエレベーターには、大規模地震時に乗客の安全を確保するために、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。それ以前は設置が義務付けられていないため、既設エレベーターへの安全装置の設置を促進するとともに、これらの安全装置が設置済みであることを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性を確保するよう、関係団体と協力し、制度の普及啓発を行っていきます。

#### ⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等に



---

おける器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により市民のみなさんに普及啓発を行っていきます。